

日本比較生理生化学会若手の会会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は日本比較生理生化学会若手の会という。

第2条 (目的)

本会は比較生理生化学および関連分野の学術研究を振興し、広範な生命現象の理解をはかるとともに、日本比較生理生化学会における若手会員の交流を目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術講演会、研究会等の開催。
2. 夏の合宿の開催。
3. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第4条 (事務局)

事務局は本会代表幹事の指定する場所に置く。

現事務局：〒〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-35 鹿児島大学教育センター

第2章 会 員

第5条 (種類)

本会の会員は日本比較生理生化学会に所属する正会員でなければならない。年齢は特に制限しない。

第6条 (入会)

会員になろうとするものは、毎年開催される夏の合宿の参加申し込み書に参加費用を添えて申し込み、本会の承認を受けるものとする。

第7条 (退会)

会員が死亡した時、または退会届を出した時は会員の資格を失う。

第3章 役員

第8条（役員組織）

本会に正会員からなる次の役員をおく。

1. 代表幹事1名：代表幹事は本会を代表する。
2. 幹事若干名：代表幹事を補佐する幹事を置くことができる。
3. 会計監査1名：本会の会計を監査する。

第9条（役員の任期・選出）

役員の任期およびその選出方法は次のように定める。

1. 役員の任期は2年とし、連続3期を勤めることはできない。
2. 代表幹事：幹事の互選により選出する。
3. 幹事：幹事会の議を経て代表幹事が委嘱する。
4. 会計監査：上記役員以外の中から、幹事会の議を経て代表幹事が委嘱する。

第4章 会議

第10条（種類）

会議は総会および幹事会に分ける。

第11条（総会の種類）

定期総会と臨時総会に分け、代表幹事が召集する。

1. 定期総会は毎年1回夏の合宿の際に開催する。
2. 臨時総会は代表幹事が必要と認めたとき、および正会員の3分の1以上から請求があったとき、開催しなければならない。

第12条（総会の性格・議決）

総会は本会の議決機関である。総会の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第13条（幹事会）

幹事をもって構成し、代表幹事を助けて会務を運営する。

第5章 会 計

第14条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第15条 (収入)

本会の経費は合宿参加費、その他の収入をもってあてる。

第16条 (監査)

会計監査は毎年その年度の決算を監査し、総会に報告する。

第6章 会則の変更

第17条

本会則を変更するには、幹事会で出席幹事の3分の2以上の賛成を得た改正案につき総会で審議し、決議を得なければならない。

付 則

本会則は平成13年7月2日より実施する。

若手の会	会長 兼 会計	桐野正人
	幹事	田桑弘之
	幹事	渡邊 英博